

平成 24 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 アキナジスタ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大林 浩  
(コード番号 2495 札証アンビシヤス)  
問合せ先 取締役経営管理部長 大崎 隆  
(TEL. 03-3263-4666)

**第三者割当による新株式発行及び第 9 回新株予約権の発行、  
並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、平成24年4月9日開催の取締役会において、FC2 Investment, LLC（米国、ネバダ州ラスベガス）を割当予定先として第三者割当による新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）、第9回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集（以下合わせて「本件割当」といいます。）及び第三者割当契約を締結することを決議いたしました。本件割当により、FC2 Investment, LLCは、当社の株式の70.88%（本新株予約権が全て行使された場合）を取得し、当社の親会社となりますのでお知らせいたします。

記

I. 第三者割当増資

1. 募集の概要

(1) 新株発行

①払込期日	平成 24 年 4 月 25 日
②発行新株式数	普通株式 11,122 株
③発行価額	1 株につき 5,697 円
④調達資金の額	63,362,034 円
⑤資本組入額	1 株につき 2,848.5 円
⑥資本組入額の総額	31,681,017 円
⑦募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当 (FC2 Investment, LLC 11,122 株)
⑧その他	上記各号については金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。

## (2) 第9回新株予約権

①割当日	平成24年4月25日
②発行新株予約権数	1,112個
③発行価額	総額1,456,720円(新株予約権1個につき1,310円)
④当該発行による潜在株式数	潜在株式数:11,120株(新株予約権1個につき10株)
⑤調達資金の額	新株予約権行使による調達額:63,350,640円 (差引手取概算額:61,250,640円)
⑥行使価額	5,697円(固定)
⑦募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当方式(FC2 Investment, LLC)
⑧行使期間	平成24年4月25日より平成29年4月24日まで

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本件割当の経緯について

当社は平成22年5月に、業績改善を積極的に進め、自由で迅速な意思決定を可能とすることを目的とし、親会社であったSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社より同社が保有していた当社株式を公開買付により買い取ることによって独立いたしました。これにより88百万円の資金を使用し、また親会社からの経営面での支援を失う事となりました。更に営業利益及び営業キャッシュ・フローにおいても平成19年3月期より平成23年3月期まで5期連続してマイナスとなっており、継続企業的前提に重要な疑義が生じている状況であります。

当社は、この状況を改善すべく、アフィリエイト広告以外の広告分野へ事業展開を進めるため、平成21年11月よりモバイル・スマートフォンアドネットワーク「Maist(マイスト)」を開始しており、今後拡大が期待されるスマートフォン分野への進出等、成長市場での事業展開を行っております。さらに当事業年度におけるSAP(※1)事業を初めとする不採算事業からの撤退等、選択と集中の徹底、その他継続した業務効率化による人件費の削減、及び本社移転による家賃負担の軽減、支払報酬及び業務委託料等、外部委託業務費用の見直し及び効率化を初めとする諸経費の抜本的な見直しを行い、固定費を大幅に減少(第12期(平成24年3月期)第3四半期累計期間において、対前年比42百万円の減少)させております。現在これら業績改善のための施策が効果を表し始め、直近の第12期(平成24年3月期)第3四半期累計期間における営業損益(39百万円の営業損失、前年同期比46百万円損失減)は対前年比で大幅に改善しておりますが、昨今のモバイル広告業界の事業環境の変化は著しく、資金流出を完全に止め、安定的な収益を得るまでにはさらに一定の時間が必要な状況であります。そこで、今後の運転資金、及びスマートフォン向け広告収益拡大のためのソフトウェア開発を始めとする、当社が成長をしていく上で必要となる投資資金

が十分に捻出できない可能性が出ており、これらの為の資金調達が喫緊の課題となっております。

さらに当社は、平成21年1月20日に開示した株式会社モバイル・アフィリエイトとの合併により、証券会員制法人札幌証券取引所より「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けており、その猶予期間は平成21年4月1日から平成25年3月31日までとなっております。今後、当社は新規上場に準じた取引所の審査を通過する必要があり、同審査においては当社の将来に渡る継続性も重視されるため、審査を通過し上場を継続(※2)していくためには当社資金の確保と収益性の改善により継続企業的前提の疑義を解消する必要があり、そのための資金調達が望ましい状況でもありました。

また、当社は直近の第12期(平成24年3月期)第3四半期累計期間において、41百万円の営業赤字(39百万円の四半期純損失)を計上しており、それに伴う純資産の減少(第12期第3四半期累計期間末残高38,161千円、対前事業年度比△32%)、自己資本比率の低下(第12期第3四半期会計期間末自己資本比率27%、対前事業年度比△13%)と早急な自己資本の回復及び充実が必要な状況となっております。

さらに、当社は平成23年2月に、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする、第三者割当による新株予約権の発行を行っておりますが、当社株式の流動性不足及び昨今の株価の低迷もあり行使が進んでいない状況であります。

当社といたしましては、本件割当は既存株主持分割合に影響を与え、支配株主の出現を招きますが、資金繰りを改善すること、及び自己資本の充実と借入金の返済による資本構成の改善を図ること、さらに長期的な成長の為の投資が、今後の業績回復の達成に寄与することによる、既存株主をはじめステークホルダーのメリットが、デメリットを大幅に上回るものと考えております。

(※1) SAP(ソーシャルアプリケーションプロバイダー)とは、

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上で提供される、会員同士のコミュニケーション(協力、競争)を重視したゲームを運営する事業者の総称

(※2) 平成24年3月22日に証券会員制法人札幌証券取引所より発表された「アンビシャスの信頼性向上及び活性化に向けた上場制度の整備等」により、「アンビシャスの株券上場審査基準の見直し」として「上場の時までに少数特定者持株比率が80%以下になる見込みであることを要件とします。」との内容が新設予定であります。また、上場時価総額及び純資産の額における基準についても、現行の「純資産が1億円以上であれば上場時時価総額3億円以上、純資産が「正」であれば上場時時価総額5億円以上」から「上場時の時価総額基準は廃止」及び「上場時の純資産の額が1億円以上、ただし、最近2年間において、営業利益を50百万円以上計上している場合は、上場時の純資産は「正」でも可能」への改正が予定されており、新規上場に準じた取引所の審査を通過する必要がある当社にとっての今後の

課題となります。

そこで、本件を含めた上場審査基準を満たすことが出来ず取引所審査の申請に至らない、または同審査を通過できなかった場合、当社は上場廃止となりますが、当社としては、企業存続及び上場の継続を最優先課題として捉えており、本件の解消に向けて、他の少数特定者の持株比率を減らす等の方策の検討を進めて参ります。

また、本件割当の成立と同時に本割当予定先は当社の親会社となりますが、本割当予定先も上場の継続を望んでおり、本新株予約権の行使については持株比率の状況を勘案しつつ段階的に行使を行う等の検討も行っております。

## (2) 本件割当のスキーム選択の理由

当社業績は回復しつつあるものの、本格的な回復にはなお時間を要する状況であり、公募増資や金融機関借入等の実行は難しく、調達方法は第三者割当に限られております。また、限られた調達先から選定した今回の割当予定先が本件割当の規模を希望しており、これにより大規模な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響、及び支配株主の出現を招きますが、新株式の払込金により喫緊の課題である資金繰りの改善、及び自己資本の充実により債務超過となるリスクを回避し、借入金の返済による資本構成の改善を図れます。また、新株予約権の行使による払込金により、段階的に長期的な成長の為の投資及び今後の運転資金への充当とすることによって、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、これらによる既存株主をはじめステークホルダーのメリットが、デメリットを大幅に上回るものと考えております。

また、新株式発行と新株予約権の発行を組み合わせる本件割当のスキームについては、段階的に本割当先の持株比率を上昇させることが可能となり、当社並びに既存株主にとっても今回の大規模な割当による影響を緩和できるメリットを有するものと考えております。また資金調達面においても、新株式発行に係る調達額を今後3ヵ月間の仕入債務及び人件費その他経費への支払、または借入金の支払資金の原資とし、新株予約権における調達額を今後のシステム投資及び運転資金へと段階的に使用するという当社の資金需要とも合致しております。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

#### ①新株発行

調達予定額	: 63,362,034円
発行に係る費用概算額（※1）	: 2,000,000円
差引手取概算額	: 61,362,034円

※1 発行に係る費用概算額の内訳

調査費用、登記費用、その他手数料等であります。

②第9回新株予約権

調達予定額（※1）（行使価額総額）：63,350,640円

発行に係る費用概算額（※2）：2,100,000円

差引手取概算額：61,250,640円

※1 本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記金額は減少致します。

※2 発行に係る費用概算額の内訳

新株予約権発行価額算定手数料、調査費用、登記費用、その他手数料等であります。

(2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期

調達する資金は、運転資金への充当、及びモバイル・スマートフォンアドネットワーク「Maist（マイスト）」の機能改善等、ソフトウェア改良費用及び借入金の返済に使用する予定であります。

本新株発行により調達する手取り金額約61百万円については、平成24年4月から7月までの仕入先への買掛代金の支払の一部として40百万円、及び人件費その他の経費の一部として10百万円を使用し、さらに借入金の返済については平成25年3月期において約定返済による約5百万円を予定しておりますが、上記運転資金の支払及び当社の投資資金需要や資金繰りの状況に応じて、約定返済を上回る繰上返済の金額を決定して参ります。

また、本新株予約権の行使により調達する手取り金額約61百万円については、今後の新株予約権の行使及び当社の投資資金需要や資金繰りの状況に応じて決めていく方針であるため、現時点では決まっておりませんが、その一部はソフトウェア及びシステム開発資金として主に社内エンジニアの人件費支払いに充当されます。資金を使用する時期につきましては、本新株予約権行使による払込が行われ次第、順次使用していく予定であり、機動的な使用を可能とする為、当面は主に短期性預金にて運用して参ります。

4. 調達する資金用途の合理性に関する考え方

当社は、前述のとおり調達する資金を運転資金、投資資金及び借入金の返済資金として使用する予定であります。これにより当社の資金繰りに十分な余裕が生まれ、資本構成の改善、財政的基盤の強化と投資による収益性の改善及び事業拡大を行うことができ、当社の企業価値を高めるものと考えております。また、「2. 募集の目的及び理由」に記載の当社が上場を継続するうえでの課題の解決においても、当該資金用途は有用である

ものと考えており、今回の資金調達には希薄化と支配株主の出現を伴うものでありますが、既存株主に対しそれを上回る利益をもたらすものであると考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 新株発行金額の算定根拠及びその具体的内容

新株式の発行価額については、本新株発行に係る取締役会決議日の直近取引日の終値(平成24年4月5日)の証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャス市場における普通取引の終値に、0.9を乗じて1株5,697円に決定いたしました。発行価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、発行価額の取締役会開催日の前営業日である平成24年4月6日までの1ヶ月間の当社市場取引株価終値出来高加重平均値6,658円に対する乖離率は△14.4%、平成24年4月6日までの3か月間の当社市場取引株価終値出来高加重平均値6,446円に対する乖離率は△11.6%、平成24年3月16日までの6か月間の当社市場取引株価終値出来高加重平均値6,589円に対する乖離率は△13.5%、となっております。

発行価額の算定方法について、取締役会決議日の直近日の終値を参考に発行価額を5,697円といたしましたのは、これら過去の特定期間における終値平均値が、必ずしも直近の当社株式の価値をより公正に反映しているとは判断し難いことを考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、直前取引日終値を参考とすることが過去の平均株価を基準とするより公正妥当であると判断したことによるものであります。

なおディスカウント率(10.0%)については、日本証券業協会「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)を参考にしつつ、当社の株価が業績の低迷に伴い低下傾向であることから割当先が負う株価の下落リスクがあること、割当先の中長期保有目的による短期売却での経済的利益享受の可能性が低いこと、及び、継続企業の前提に重要な疑義が生じている現在の状況を踏まえた当社の信用リスクを鑑み決定しております。

### (2) 新株予約権払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当先と合意した諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関(株式会社クリアコンサルティング、東京都千代田区、代表取締役 森田修)による評価書を参考に、第9回新株予約権の1個当たりの払込金額を1,310円(1株当たり131円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直近取引日の終値(平成24年4月5日)の証券会員制法人札幌証券取引所アンビシャスにおける普通取引の終値に、0.9を乗じて1株5,697円に決定いたしました。

行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断した結果、前述の新株式発行価額と同額としております。また、発行価額については、行使価額や当社株式の市場環境、本新株予約権の行使条件を総合的に加味した上で前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にして算定を行っております。

これらにより、当社といたしましては本新株発行価額及び本新株予約権払込金額は会社法第199条第3項及び第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。なお、当社監査役会より、新株式の発行価額及び新株予約権の行使価額については、当社の株価推移を鑑み直前日の株価が最も良く当社の価値を反映している点、当社の業績、純資産、資金の動向から勘案される株価下落のリスク及び継続企業的前提に重要な疑義を有する信用リスクが存在する点、及び本割当先が中長期保有方針を表明しており短期売却による経済的利益を享受できる可能性はない点により、本ディスカウントが合理的であること、また新株予約権の発行価額が第三者機関の評価に基づいていることから、取締役会が行使価額については有利発行に該当しないと判断したことについて、法令に違反する重大な事実認められないとの意見書を入手しております。

### (3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資により発行される株式11,122株にかかる議決権数11,122個の、平成24年4月6日の第三者割当増資前の議決権数9,139個に対する希薄化率は121.6%であり、本新株予約権の目的である11,120株にかかる議決権数11,120個を加えると243.3%であります。本件割当は、当社の資金収支の改善と財務基盤の安定化を目的としたものであり、今後の当社の上場継続にむけて財政面での安定性を確保しその基盤の上に収益性の改善と成長を図るための投資を行うため、当該規模の資金調達が見込まれると判断しております。当社業績は回復しつつあるものの、本格的な回復には、なお時間を要する状況であり、公募増資や金融機関借入等の実行は難しく資金繰りの確保が急務であること、及び割当先は取得した株式を中長期に渡り保有する方針で、売却による株価下落の恐れがないことに鑑みると、本件割当による資金調達は、既存株主の保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。かかる目的に照らし、本件割当の募集規模は、合理的な水準にあると判断しております。

また、新株式発行と新株予約権の発行を組み合わせる本件割当のスキームについては、段階的に本割当先の持株比率を上昇させることが出来、当社並びに既存株主にとっても今回の大規模な割当による影響を緩和できるものと考えております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(平成 24 年 2 月 29 日現在)

① 名称	FC2 Investment, LLC
② 本店所在地	101 Convention Center Dr., Seventh Floor Las Vegas, NV 89109
③ 代表者の役職・氏名	野田基雄
④ 事業内容	投資事業
⑤ 資本金	100,000 米ドル
⑥ 設立年月日	2012年2月21日
⑦ 発行済株式数	1,000株
⑧ 決算期	1 月
⑨ 従業員数	1 名
⑩ 主要取引先	—
⑪ 主要取引銀行	Citi Bank, Summerlin 支店
⑫ 大株主及び持株比率	高橋理洋 (※1) 100%
⑬ 当社と割当予定先との関係	
資本関係	当社と当該会社及びその支配株主の間には、記載すべき資本関係はありません。なお当社には支配株主及び関係会社はありません。
人的関係	当社と当該会社及びその支配株主の間には、記載すべき人的関係はありません。なお当社には支配株主及び関係会社はありません。
取引関係	当社と当該会社及びその支配株主の間には、記載すべき取引関係はありません。なお当社には支配株主及び関係会社はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社及びその支配株主は、当社の関連当事者には該当しません。

※1. 高橋理洋氏略歴

生年月日： 1973年9月22日

最終学歴： Citrus College

大学卒業後、米国でFC2, inc. を立ち上げ、現在同社の支配株主

FC2, inc. の概要

- ・所在地：101 Convention Center Dr, Suite 700 Las Vegas, NV
- ・設立年月日：1999年7月20日
- ・代表者：Lance Wolff Kerness
- ・事業の内容：以下のサービスを有するプラットホームビジネス

ブログ



ウェブホスティング（レンタルサーバー）、ドメイン取得  
E-commerce ツール（ショッピングカード等）  
SEO、アクセス解析等の分析ツール  
モバイルアプリケーション  
（会員数： 1,500 万人、月間ページビュー： 100 億超）

## ※2. 反社会的勢力との関係について

当社では反社会的勢力との関係について、日経テレコン及びgoogle等を使用したWeb検索における社内独自調査、かつ第三者の調査機関（株式会社ディー・クエスト、東京都中央区、代表取締役 脇山太介）への調査委託を行っており、割当先、割当先の役員及び株主、及び当該株主が出資する他の会社（FC2, inc.）及び当該会社の役員が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を証券会員制法人札幌証券取引所に提出しております。

### （2）割当先を選定した理由

当社は、資金収支の改善、資本の充実及び財務面の健全性を向上させるため、証券会社やコンサルタント他のアドバイザーからの提案や様々な資金調達方法を検討しました。その中で、当社は平成 23 年 1 月より、本割当予定先の支配株主である高橋理洋氏が別途出資する米国法人 FC2,inc. の運営する「FC2 ブログ」等のメディア広告枠の取り扱いを行っており、その後継続的な取引関係が続く中、当社代表取締役社長大林浩（以下、社長）と高橋理洋氏も知己の関係となり、本割当予定先との資金調達についても約 1 年の間、慎重な検討及び交渉を重ねた結果、今回、本件の成立に合意致しました。また、FC2,inc.の運営する「FC2 ブログ」は Alexa（※1）による国内ネット視聴率ランキング及びネットレイティングスブランド別アクセス数において国内第 3 位のアクセスを誇るサービスとなっており、本件割当の成立により、高橋理洋氏が支配株主として影響力を有する同社との間における事業面での連携も検討しております。

また本件割当の成立により、本割当予定先（FC2 Investment, LLC）は当社の親会社となり、同社より役員 1 名の派遣が予定されておりますが、経営に関しては引き続き独立して運営を行っていく方針であり、今後検討を行っていく FC2,inc.との取引においても、条件は両当事者が独自の立場で交渉し、市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定して参ります。

なお、FC2 Investment, LLC については、有価証券投資管理の利便性及び米国（ネバダ州）における税務メリットを享受する事を目的として設立されている事を確認しており、高橋理洋氏の出資比率が 100%であることも踏まえ、同氏個人と一体で

あると捉えており、前述の理由により今回の割当先として最善であるとの決定に至りました。

※1. Alexa とは、全世界の Web サイトの訪問状況を調べ、訪問者数の多いページのランキングを行っている米 Alexa Internet, Inc.の運営するインターネットサービス

### (3) 割当先の保有方針

当社は、割当先による第三者割当増資の引受が、当社との関係を強化し相互に発展する事を目的とし中長期的に保有を継続する方針である旨を書面にて、加えて当社と良好な関係においては売却することを意図してはいない旨を、口頭にて確認しております。

なお、証券会員制法人札幌証券取引所の第三者割当規則の定めに基づき、本割当先より、2年以内の募集株式の譲渡時における同取引所への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項に対する確約を得ております。

### (4) 割当先の払い込みに要する財産の存在について確認した内容

第三者割当増資による新株式発行の払込みに要する資金につきましては、前述の高橋理洋氏に相応の収入がある事を収入証明書の入手により、また割当先の資金が同氏の自己資金である事を当社社長が通帳の閲覧によって、かつ割当先に十分な資金がある旨を割当先の残高証明書等で確認しており、当社は今回の第三者割当増資による新株式発行の払込みに確実性があると判断しております。

### (5) 株券貸借に関する契約等

本第三者割当に関連して、当社と割当予定先との間で、株券貸借に関する契約等は締結しておりません。

7. 募集後の大株主及び持株比率 (%)

氏名又は名称	割当前 (平成23年9月30日現在)		割当後 (本新株予約権行使前)		割当後 (本新株予約権が全部行使された場合)	
	所有議決権数(個)	所有議決権割合(%)	所有議決権数(個)	所有議決権割合(%)	所有議決権数(個)	所有議決権割合(%)
FC2 Investment, LLC	—	—	11,122	54.89	22,242	70.88
中岡 元志	1,080	11.82	1,080	5.33	1,080	3.44
マイルストーン・キャピタル・マネジメント(株)	994	10.88	994	4.91	994	3.17
間瀬場 敦	699	7.65	699	3.45	699	2.23
西澤 岳志	559	6.12	559	2.76	559	1.78
斉藤 毅	528	5.78	528	2.61	528	1.68
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)	400	4.38	400	1.97	400	1.27
吉川直樹	297	3.25	297	1.47	297	0.95
栗巢 眞和	282	3.09	282	1.39	282	0.90
(株)サイバーエージェント	240	2.63	240	1.18	240	0.76
岩田 利彦	240	2.63	240	1.18	240	0.76
(株)Donuts	240	2.63	240	1.18	240	0.76

(注1) 「所有議決権割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

当期業績予想に与える影響については現在精査中であり、判明次第ご報告いたします。

(企業行動規範上の手続きに関する事項)

本件割当の規模は「5. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由」に記載のとおりであり、本件に係る議決権個数計22,242個については、平成24年3月31日現在の当社議決権個数9,139個に対する希薄化率が243.37%

と25%以上であり、支配株主が出現するため、札幌証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要します。

当社業績は回復しつつあるものの、本格的な回復にはなお時間を要する状況であり、公募増資や金融機関借入等の実行は難しく、調達方法は第三者割当に限られております。また、限られた調達先から選定した今回の割当予定先が本件割当の規模を希望しており、これにより大規模な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響、及び支配株主の出現を招きますが、新株式の払込金により喫緊の課題である資金繰りの改善、及び自己資本の充実により債務超過となるリスクの回避を図ります。さらに当社は、平成21年1月20日に開示した株式会社モバイル・アフィリエイトとの合併により、証券会員制法人札幌証券取引所より「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けており、その猶予期間は平成21年4月1日から平成25年3月31日までとなっております。そこで今後、当社は新規上場に準じた取引所の審査を通過する必要がある、同審査基準において純資産の額が1億円以上であれば上場時時価総額3億円以上、純資産が「正」であれば上場時時価総額5億円以上であることも要件（※1）となっており、審査を通過し上場を継続していくための資金調達も望ましい状況であり、さらに借入金の返済による資本構成の改善を図り、新株予約権の行使による払込金により段階的に、長期的な成長の為の投資及び今後の運転資金への充当とすることによって、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、既存株主をはじめステークホルダーのメリットが、デメリットを大幅に上回るものと考えております。

また、新株式発行と新株予約権の発行を組み合わせる本件割当のスキームについては、段階的に本割当先の持株比率を上昇させることが可能となり、当社並びに既存株主にとっても今回の大規模な割当による影響を緩和できるメリットを有するものと考えており、資金調達面においても、新株式発行に係る調達額を今後3ヵ月間の仕入債務及び人件費その他経費への支払、または借入金の支払資金の原資とし、新株予約権における調達額を今後のシステム投資及び運転資金へと段階的に使用するという当社の資金需要とも合致しております。

また、当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて株主総会の開催も検討致しましたが、上述のとおり既存株主へのメリットがデメリットを大幅に上回ると判断した点、及び一部役員報酬等の支払を遅らせている現状の当社資金需要の緊急性を考慮し第三者委員会の意見を入手する方法を選択致しました。

そこで、当社は既存株主に影響が生じることに鑑みて、本件割当における必要性及び相当性に関する客観的視点からの意見を入手するため、一般株主保護のために経営者から一定程度独立した者として札幌証券取引所が規定する要件を満たす独立役員である社外監査役3名（森俊昭氏、山田倬三氏、金田一喜代美氏、以下「社外監査役」）に対して、本新

株予約権の発行の必要性及び相当性に関する意見の表明を依頼いたしました。

当社は、社外監査役に対して、本件割当について、その目的及び理由、資金調達額・使途及び支出予定時期、資金使途の合理性、他の資金調達方法の可能性及びそれとの比較、発行条件の合理性、割当先の選定理由、既存株主に対する影響、業績に与える影響、その他必要事項を説明し、また社外監査役からの質問に対し詳細な回答を行いました。

そこで社外監査役からは平成 24 年 3 月 19 日に当社の取締役会に対して、下記内容を記載した意見書が提出されております。

その中に、当社が平成 22 年 5 月に親会社であった SE ホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社から自己株式を取得したこと、及び営業キャッシュ・フローが 5 期連続のマイナスであったことにより当社の資金繰りの余裕が減少し、将来の成長のための投資も最小限にとどめている現状において資金調達が急務であること、当社の業績と信用状態を考慮すると銀行融資や公募による他の調達は極めて困難であり調達手段は第三者割当に限られることにより本件割当は必要である旨が記載されております。

また合わせて同意見書の中に、本件割当の成立により、本割当予定先の支配株主である高橋理洋氏が他に支配株主として影響力を有する FC2, inc. との間における事業面での連携の可能性もあること、及び本件割当により、大規模な希薄化が生じ、支配株主が誕生するものの、当社の資金事情の改善及び成長のための投資による収益性の改善が可能となることから、本件割当を実施して得られる既存株主のメリットを長期的に勘案し、かつ本割当予定先が当社株式を中長期的に保有する方針であり売却による流通市場への影響は無いものと思われることにより、本件割当を選択することは相当である旨が記載されております。

※1. 平成 24 年 3 月 22 日に証券会員制法人札幌証券取引所より発表された「アンビシャスの信頼性向上及び活性化に向けた上場制度の整備等」により、「アンビシャスの株券上場審査基準の見直し」として、上場時価総額及び純資産の額における基準について、現行の基準から「上場時の時価総額基準は廃止」及び「上場時の純資産の額が 1 億円以上、ただし、最近 2 年間において、営業利益を 50 百万円以上計上している場合は、上場時の純資産は「正」でも可能」との内容への改正が予定されております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単位：千円。特記しているものを除く。)

決算期	(単体)		
	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
売上高	331,561	1,494,965	918,650
営業利益	△115,725	△104,500	△95,928
経常利益	△111,592	△113,402	△109,183
当期純利益	△132,276	△204,129	△103,573
1 株当たり当期純利益 (円)	△13,514.16	△10,806.97	△10,290.47
1 株当たり配当金 (円)	-	-	-
1 株当たり純資産 (円)	37,010.70	13,171.27	8,506.42

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第7回新株予約権の発行

発行期日	平成 23 年 2 月 15 日
行使により発行する株式数	7,000 株
発行価額	総額 189,000 円 (新株予約権 1 個につき 1,350 円)
募集時の潜在株式数	482 株
当該発行による潜在株式数	潜在株式数 : 7,000 株 (新株予約権 1 個につき 50 株)
行使状況	—
資金調達額	0 円
現在の潜在株式数	7,482 株
募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当方式 (マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)
当初の資金使途	運転資金、投資資金
当初の支出予定時期	払込が行われ次第、順次
現時点における資金の充当状況	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	26,000 円	8,300 円	7,960 円
高 値	26,400 円	11,900 円	8,600 円
安 値	7,300 円	5,310 円	5,000 円
終 値	8,600 円	7,950 円	6,950 円

②最近6ヶ月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	6,950 円	6,440 円	6,990 円	7,490 円	6,330 円	6,810 円
高 値	8,100 円	7,540 円	7,480 円	7,490 円	6,650 円	7,290 円
安 値	6,950 円	5,490 円	5,810 円	5,890 円	5,610 円	6,100 円
終 値	7,940 円	7,290 円	7,200 円	6,830 円	6,390 円	6,950 円

③発行決議日の直近取引日における株価

	平成 23 年 4 月 5 日
始 値	6,330 円
高 値	6,330 円
安 値	6,330 円
終 値	6,330 円

10. 発行要領

(1) 新株発行

- ①株式の種類及び数                            普通株式 11,122 株
- ②払込金額                                        1株につき 5,697 円
- ③発行価額の総額                                63,362,034 円
- ④増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - 増加する資本金の額            1株につき 2848.5 円 (総額 31,681,017 円)
  - 増加する資本準備金の額      1株につき 2848.5 円 (総額 31,681,017 円)
- ⑤募集方法    第三者割当
- ⑥申込期日                                        平成 24 年 4 月 25 日

- ⑦払込期日 平成 24 年 4 月 25 日
- ⑧割当予定先及び割当株式数 FC2 Investment, LLC 11,122 株
- ⑨上記各号については金融証券取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。

(2) 第9回新株予約権

本新株予約権の発行要領については、本資料巻末に記載

II. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じた経緯

本件割当の結果、本割当予定先であるFC2 Investment, LLCは、本新株発行後で54.89%、本新株予約権が全部行使された場合70.87%の当社議決権を取得致します。これにより同社が親会社に該当することとなり、当社の筆頭株主であった中岡元志氏は筆頭株主に該当しないこととなります。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

① 名称	FC2 Investment, LLC
② 本店所在地	101 Convention Center Dr., Seventh Floor Las Vegas, NV 89109
③ 代表者の役職・氏名	野田基雄
④ 事業内容	投資事業
⑤ 資本金	100,000 米ドル
⑥ 設立年月日	2012年2月21日
⑦ 発行済株式数	1,000株
⑧ 決算期	1 月
⑨ 従業員数	1 名
⑩ 主要取引先	—
⑪ 主要取引銀行	Citi Bank, Summerlin 支店
⑫ 大株主及び持株比率	高橋理洋 (※1) 100%
⑬ 当社と割当予定先との関係	
資本関係	当社と当該会社及びその支配株主の間には、記載すべき資本関係はありません。なお当社には支配株主及び関係会社はありません。
人的関係	当社と当該会社及びその支配株主の間には、記載すべき人的関係は



	ありません。なお当社には支配株主及び関係会社はありません。
取引関係	当社と当該会社及びその支配株主との間には、記載すべき取引関係はありません。なお当社には支配株主及び関係会社はありません。
関連当事者への該当状況	当該会社及びその支配株主は、当社の関連当事者には該当しません。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

① 名称	中岡元志
② 所在地	東京都世田谷区
③ 当社との関係	当社の関連当事者であり、同氏が議決権の過半数を所有する株式会社ブレインネット（東京都渋谷区）と当社との間で、広告の販売取引があります。

3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) FC2 Investment, LLC

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成23年9月30日)	一個 (一株)	－%	－
異動後 (本新株発行後)	11,122 個 (11,122 株)	54.89%	第1位
異動後 (本新株予約権が全部 行使された場合)	22,242 個 (22,242 株)	70.87%	第1位

(2) 中岡元志

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成23年9月30日)	1,080 個 (1,080 株)	11.81%	第1位
異動後 (本新株発行後)	1,080 個 (1,080 株)	5.33%	第2位
異動後	1,080 個	3.44%	第2位

(本新株予約権が全部行使された場合)	(1,080株)		
--------------------	----------	--	--

※1. 異動前後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、平成23年9月30日現在の発行済株式総数19,508株から議決権を有しない自己株式10,369株を控除した総株主の議決権の数9,139個を基準として計算しております。

※2. 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 4. 異動予定年月日

平成24年4月25日（本件割当による本新株発行の払込期日）

#### 5. 今後の見通し

当該親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が、今後の当社の業績に与える影響につきましては現在精査中です。

以上

アキナジスタ株式会社 第9回新株予約権

1. 新株予約権の名称 アキナジスタ株式会社 第9回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,456,720 円
3. 申込期日 平成 24 年 4 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 平成 24 年 4 月 25 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、FC2 Investment, LLC に対して、以下の個数を割り当てる。

11,120 株 (1,112 個)

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の行使請求により、発行会社が発行会社普通株式を交付する数は、発行会社普通株式 11,120 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は、10 株とする。)但し、本項第 (2) 号及び第 (3) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 発行会社が第 10 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額(同第 2 号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項「行使価額の調整」第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、発行会社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 1,112 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 1,310 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により発行会社が発行会社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、5,697円【新株式の払込価額と同額】とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 発行会社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により発行会社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行普通株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{割当普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{の払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{の時価} \end{array}} \\ \hline \text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって発行会社普通株式を新たに交付する場合（但し、発行会社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により発行会社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、発行会社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、発行会社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に発行会社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて発行会社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。  
但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される発行会社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権

利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて発行会社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) その他
  - ① 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号③の場合は基準日。）に先立つ30取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所アンビシャス市場（取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。以下「アンビシャス市場」という。）金融商品取引所における発行会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における発行会社の有する発行会社普通株式に割当てられる発行会社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、発行会社は必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割、発行会社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他発行会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、発行会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかか

る通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は本新株予約権の払込日より5年間とする。ただし、第13項「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の定めに従って発行会社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、発行会社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。また、第21項に掲げる組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の発行会社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、発行会社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の1個当たりの一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得の事由及び取得の条件

発行会社は、本予約権の割当日から5カ月を経過した日以降、当取締役会が定める取得日の20営業日前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり払込価額の2倍額にて残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、発行会社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

発行会社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により発行会社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、発行会社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された発行会社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第20項に定める払込取扱場所の発行会社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求日に発生する。

18. 株式の交付方法

発行会社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される発行会社普通株式の新規記録情報を通知する。

19. 行使請求受付場所

アキナジスタ株式会社 経営管理部 又は発行会社が本新株予約権者に通知又は公告した場所

20. 払込取扱場所

みずほ銀行 神谷町支店

〔住所〕東京都港区虎ノ門5-1-5

又は発行会社が本新株予約権者に通知又は公告した場所

21. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

発行会社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 10 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 1,310 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前の取引日（平成 24 年 4 月 5 日）のアンビシャス市場における発行会社普通株式の終値 6,330 円を基に決定した。

### 23. 行使要請

- (1) 発行会社は、札幌証券取引所アンビシャス市場（取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。以下「アンビシャス市場」という。）における発行会社の普通株式の普通取引の 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の出来高加重平均価額の平均値が、本新株予約権の行使価額に 150% を乗じた金額を上回る場合に、本新株予約権の個数を指定した上で、本新株予約権の行使要請（以下「行使要請」という。）を行うことができる。但し、発行会社が同時に行使要請できる本新株予約権の個数は、当該行使要請を行おうとする日の直前のアンビシャス市場における取引日における発行会社普通株式の出来高の 20% に相当する数を上限とする。
- (2) 買受人は、前項に規定する行使要請を受けた場合、当該日の翌日から起算して、15 取引日目の日までの期間（以下「行使要請期間」という。）内に、発行会社より指定された個数の本新株予約権の行使を行うものとする。
- (3) 発行会社は、行使要請期間の終了する日又は当該行使要請により指定された個数の本新株予約権が全て行使される日の、いずれか早い日までの期間は、新たな行使請求を行うことができない。また、発行会社は、発行会社又は発行会社の子会社に関して、未公表の重要事実が存在する場合には、行使要請を行うことができない。

### 24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、発行会社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、発行会社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上